

第2回中央委員会 2019 春闘方針を確認

1月18日(金) 13:00～東京グランドホテル「蘭の間」にて、第2回中央委員会が開催されました。古賀副中央書記長の司会のもと、議長には共同印刷労働組合の川村中央委員が就任しました。

その後、中央委員会開催にあたり、田倉中央執行委員長よりご挨拶がされました。



司会を担う古賀副中央書記長



議長に就任した川村中央委員
(共同印刷労組)

田倉中央執行委員長ご挨拶

2019年が幕を明けました。変化が多い年、節目の年と言われている。5月には新天皇の即位、それに伴う元号の改正が行われる。元号の改正については、印刷情報メディア産業のビジネスチャンスだと思っている。我々にとっては、大きな変化の年ではあるが、一方では大きなチャンスのある年であると認識をしておきたい。

節目の年ということで何点かお話しをさせていただきたい。まずは我々の上部団体である連合が1989年に結成し、今年で30年を迎える。今、連合では新たな連合ビジョンを策定中である。振り返ると20年前に連合では外部の著名人を入れて「連合評価委員会」という委員会を設置し、外部から見た連合、あるいは労働運動、労働組合はどのように映っているのかについて提言を受けた。その時に3つの提言を受けている。それは「大企業」「正社員」「男性中心」の3つを提言された。その時に連合としてある一つの決断をした。大企業中心への対応は「中小労働委員会」を設置し、そして正社員中心という事に対しては「非正規労働センター」を設置した。男性中心については「男女平等参画推進」を実施した。何かの提言に対して行動に移して対応を図ったということが連合の30年ではないかと思っている。連合の新たな30年ビジョンが新しい時代に向かっている労働運動になると思う。我々もその点を見据えながら、将来に向けた労働運動をどのように展開していくのか準備をする必要がある。

そして労働組合関係では、日本生産性本部があり、特に産業別労働組合の集まりである、全国労働組合生産性会議というものがある。「全労生」とも言われているが、今年で60周年を迎える。全労生あるいは外部の知識人と著名人と「政」・「労使」で確認した生産性三原則がある。「雇用の維持・拡大」「労使協議・協調」「公正な分配」についてしっかりと運動に活かしていくことで、我々の生活が豊かになるのではないかと考えている。

そして国際的な話としては、国際労働機関であるILOが100周年を迎える。キーワードとしては、「仕事の未来」「SDGs (Sustainable Development Goals)」をグローバル展開していく。我々も仕事の未来、産業の未来をどのように捉え、どのように対応をしていくのかを改めて思い起こし、そして行動に移す年にしていく。持続可能な17の目標があり、環境、人権、貧困などの対策をSDGsではうたっている。我々もしっかりと受け止めて、いかに持続可能な世の中を作る運動を展開していく必要があると考える。

そして忘れてはいけないのが我々印刷労連である。連合と同様に1989年に結成した。今年は8月25日で30年を迎えることになる。しっかり過去を振り返って反省すべき点は反省し、現状を見つめ直し、そして将来に向かってどのような産別にしていくのか、そういった重要な年になる。みなさんと協力、連携をしながら将来に向かってのスタートの年にしていきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

そういつた中で2019年春季生活闘争についてであるが、上部団体である連合は「底上げ・底支え」「格差是正」を継続しながら今年には特に賃金の上げ幅のみならず、賃金の絶対水準にこだわる追及をしていくというキーワードを掲げている。2014年から5年間連続で賃金改善が実現している。とは言いながらも上げ幅にこだわった関係上、格差の是正には

至っておらず、それが今の世の中の賃金実態ではないかと思う。時間同じくして我々印刷労連も賃金政策なるものを今年改定した。連合の賃金の絶対水準にこだわる追及と我々の賃金政策が合致したそんな年である。連合が賃上げの上げ幅を追求してきた結果、なかなか中小と大手の格差が埋まらないでいる。印刷労連としても同じであり、春闘が終わると労働条件実態調査を実施している。例えば、それぞれの年齢で100人を並べた時に、賃金水準の一番低い人、一番高い人、そして真ん中の人、25番目の人、75番目の人といったものの表で「四分位表」というものを毎年作成している。出来れば一番高い人に追いつきたいところだが、これを賃金政策で4分の1を目指す、真ん中を目指す、その次は4分の3を目指すということが賃金水準であり、なかなか1年や2年で賃金水準を上げていくのは難しい取り組みである。数年かけてどの目標を設定して水準に到達するか、そのような政策を作った。これに基づいて2019の春季生活闘争を進めていきたいと思っており、目標設定も複数用意をしてある。それぞれの企業、組合の現状の水準に応じてどのあたりを目指すのか、目標を設定して進めていただければと思う。

一方では4月1日以降、新しい働き方改革関連法が段階的に施行される。長時間労働の是正、あるいは同一労働同一賃金など多くの項目が含まれている。自分たちの組合はどの法案を取り入れなければならないのか、例えば時間外労働の上限規制が決められる。これは罰則付きであるため、労使で決めた36協定を超えた働き方をしてしまうと罰則される。今から仕事の見直し、仕事の棚卸し、そして労使協定の中で業務遂行がどのようにすればできるのか労使で知恵を出し合い、準備をしていただくようお願いしたい。

そして今年は選挙イヤーである。4月の統一地方選挙、更には7月に予定されている第25回参議院選挙において地方協議会あるいは印刷労連本部それぞれで進めていくが、統一地方選挙については、地方行政、あるいは自分たちの暮らし、生活、街、それをどのように暮らしやすくしていくかが非常に大事かと思う。一つの企業ではそういった話しか出来ても決められない、それを地方行政に任せるしかない、そこの連携が大事になってくる。企業以外でも生活、働き方、そして暮らしやすい街並みにするための努力をしていかなければならない。そのための選挙でもあり、それぞれの地方協議会、構成組織で推薦していただいた議員を全面的に支援し、自分たちの暮らしやすさを求めていただきたい。

そして参議院選挙については、前回の中央委員会で国民民主党の浜野よしふみ参議院議員を推薦いただいた。昨年12月に中央執行委員会を開催し、その中で印刷労連としての産業政策要望書を提出した。我々の声が国に届くよう、しっかりと思いを伝えた。

最後になるが、今年1年間非常に変化の激しい年になる。また、節目の年にもなるので、みなさんと連携を密にしながら、そしてこの産業が更なる発展をして、そこで働く者が幸せに暮らせるよう、そんな社会を目指していきたい。今後も引き続きのご支援・ご協力を願ひして執行部を代表しての挨拶とさせていただきます。

2019年1月18日 中央執行委員長 田倉正司

2019年 春季生活闘争方針（案）が確認された

2019 春季生活闘争の基本的な考え方は「働きの価値に見合った処遇を実現し、企業の発展と、魅力ある印刷情報メディア産業をめざそう！」をスローガンに、「経済の自律的成長」と「持続可能な社会」を実現するための印刷労連の果たすべき役割として、「賃上げ」「一時金」「労働諸条件改善」の3本柱に加えて「労働環境の整備」を含めた総合的労働条件改善への取り組みとします。それぞれの具体的な要求項目や闘争の進め方など詳細は別途、本部からの通達文をご参照ください。
（最終ページに春闘方針要旨を掲載）

・満場一致で確認

「底上げ・底支え」「格差是正」を求め
「賃金水準の絶対値」にこだわった要求を！



質問する佐々木中央委員
（凸版印刷労組）

（質問）佐々木中央委員（凸版印刷労組）
春闘方針（案）に掲げている「労働環境の整備」についてどのような取り組みを行なうか詳しく説明してほしい。



佐藤労働条件委員長

（答弁）佐藤労働条件委員長

印刷の職場においては、長時間労働や有給が取得できない、取りにくい等厳しい環境にある。あえて、別に「労働環境の整備」を加え、働く環境全般の改善を求めていく。

主な議案

□構成組織の脱退に関する件について

サンニチ印刷労働組合が諸般の事情により、今後の運動形態について議論を重ねた結果、サンニチ労組の定期大会後の新執行部で印刷労連および連合からの脱退を可決し、全組合員へのアンケートにより脱退の確認がされたため



諸議案を提案する穴戸中央書記長

・満場一致で可決

□選挙管理委員会および役員候補者推薦委員会の設置について

2017・2018 年度役員任期満了を7 ヶ月後に控え、2019・2020 年度役員選出のため、選挙規定第2 章第3 条（選挙管理委員会の設置）第4 条（選挙管理委員の選出、任期）第5 条（選挙管理委員会の構成）および選挙規定第3 章第8 条（役員候補者推薦委員会の設置）第9 条（役員候補者推薦委員の選出および任期）第10 条（役員候補者推薦委員会の構成）に基づき、各委員会を設置していく。

・満場一致で可決

2018年度 前半期決算・会計監査報告



中村財政部長
（凸版印刷労組）



北野会計監査
（大平印刷労組）



2019 春闘ポスター披露ならびに表彰について

今年度も 2019 春季生活闘争啓蒙ポスター図案公募を行ない、多数の応募をいただきました。1 月 11 日に開催しました第 4 回教育・広報委員会内の「2019 春季生活闘争ポスター選考委員会」において、厳選なる審査の結果、凸版印刷労組の井上 智香子さんの作品が選出されました。

中央委員会で披露され、最優秀賞の賞品について田倉委員長より代理で佐々木中央委員に贈呈がされました。

応募いただきました皆様、どうもありがとうございました！



第 2 回中央委員研修会

研修テーマ

「働き方改革関連法案と労働組合の取り組みについて」

今年度は、連合より労働法制対策局長の富高 裕子氏を招聘し研修会を開催しました。

研修では、昨年 6 月に国会で成立されました「働き方改革関連法」の中でも「労働基準法改正」「同一労働同一賃金の法整備」が重要であるということで、大変分かり易く講義をいただきました。

印刷労連としても方針が確認された中、非常にタイムリーに情報を得ることができました。



司会進行 大窪教育・広報委員長



連合 労働法制対策局長
富高 裕子氏

印刷労連 2019年 新春の集い

恒例となりました本部主催の「2019年新春の集い」が、中央委員会・研修会終了後に開催されました。連合の相原事務局長、構成組織の企業代表者、日本印刷産業連合会、UNI日本加盟組織連絡協議会、政界からは浜野喜史参議院議員など、多くの方にご来賓としてご出席いただき、本年も盛大に行われました。



司会・進行
突戸中央書記長・古賀副中央書記長



主催者代表挨拶
田倉中央執行委員長



連合
相原事務局長



日本印刷産業連合会
杉村専務理事



凸版印刷株式会社
大久保専務執行役員



UNI日本加盟組織連絡協議会
松浦議長



浜野よしふみ参議院議員



佐藤副中央執行委員長による乾杯の発声



UAゼンセン関東印刷一般労働組合



全印刷局労働組合中央本部



小林クリエイト労働組合



凸版印刷株式会社



トッパン・フォームズ株式会社



共同印刷株式会社



図書印刷株式会社



株式会社リープテック



株式会社オルタステクノロジー



野崎印刷紙業株式会社



古林紙工株式会社



株式会社トッパンブロスプリント



吉岡副中央執行委員長による閉会挨拶



2019年 春季生活闘争方針（要旨）

「働きの価値に見合った処遇を実現し、企業の発展と、魅力ある印刷情報メディア産業を目指そう！」

【情勢認識】

- ・日本経済：各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある
- ・雇用環境：人手不足感が一層高まっている
- ・労働環境：長時間労働の是正をはじめとする「働き方」の見直しが必要である
- ・賃金水準：産業間および企業間における格差が縮小しておらず、格差是正が必要である

【連合 2019 春季生活闘争のポイント】

- ・キーワード：「所得向上による消費拡大を通じた経済の自律的成長」「底上げ・底支え」「格差是正」
- ・要求水準：賃上げ2%程度、定期昇給相当分（賃金カーブ維持分）を含めて4%程度
- ・中小共闘：賃金カーブ維持相当分：4,500円（連合全体の18～45歳の1年格差）＋賃上げ2%：6,000円（連合全体の平均賃金の2%）＝10,500円
- ・労働環境：「すべての労働者の立場に立った働き方の見直し」「ワークルール取り組み」「男女平等の推進」

【基本的な考え方】

- ・賃上げ：①定期昇給相当分（賃金カーブ維持分）＋「底上げ・底支え」「格差是正」
②「印刷労連・賃金政策」に示した「目指すべき賃金水準」に照らし合わせ、構成組織毎に目標水準を設定し要求
- ・一時金：「年間収入」「生活給的要素」「業績配分」のバランスを考慮
- ・労働諸条件：「すべての労働者の立場に立った働き方の見直し」「ワークルール」「男女平等の推進」を基本に「労働環境の整備」

【要求内容】

- ・賃上げ
 - ①全体：定期昇給相当分（賃金カーブ維持分）は各構成組織において算出。算出困難な組合は4,500円とする
賃上げ分（ベースアップ分）は2%程度とする
 - ②賃上げの具体的な目標水準の設定：
ミニマム基準（企業内最低賃金）、目標水準、中期目標水準を設定し、「水準」にこだわった取り組みとする
- ・初任給
 - ◎172,000円とする。なお、既に上回っている組織は現行の初任賃金に2%分を加えて要求する
- ・一時金
 - ◎「年間収入」「生活給的要素」「業績配分」を考慮⇒年間4.0カ月を基準
 - ◎季別の場合⇒2.0カ月を基準
- ・労働諸条件
 - ◎「印刷労連 2019 春季生活闘争 参考資料」を参照し以下の項目から選択する
 - ◇改正労働基準法に関する取り組み
 - 1. 時間外労働の上限規制等（中小企業も同時に取り組む）
 - 2. 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の適用猶予廃止
 - 3. 労働時間の客観的な把握
 - 4. 年次有給休暇の取得促進
 - 5. フレックスタイム制の清算期間上限延長
 - 6. 勤務間インターバル制度
 - ◇すべての労働者の雇用安定と公正な労働条件確保の取り組み
 - ・パート、有期契約労働者に関する取り組み
⇒同一労働同一賃金・派遣労働者に関する取り組み
 - ・障がい者雇用に関する取り組み
 - ・短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み
 - ・治療と仕事の両立の推進に関する取り組み
 - ・女性活躍推進法、男女雇用均等法の周知徹底・点検
 - ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み
 - ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備
 - ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進

【闘争の進め方】

- ・回答指定日（統一回答ゾーン）
 - ◎第1先行組合⇒3月11日（月）～15日（金）
 - ◎第2先行組合⇒3月18日（月）～22日（金）
 - ◎上記に間に合わない場合⇒3月23日（土）～31日（日）
3月内決着を目指す
- ・闘争アピール⇒「春闘ポスターの作成と掲示」「闘争アピールの作成」「早期解決要請書の作成」



[印刷労連 2019 春季生活闘争メインポスター]

編集後記

シャンパンで元気になるという説があります。結婚式などの祝いの席では「シャンパン」が出てくることあります。このシャンパンは、ただの「スパークリングワイン」ではありません。正確には、フランスのシャンパニーニ地方で産出されるものに限定して許されている名前です。ちなみに「キングカズ」こと三浦知良選手は、シャンパンを愛飲しているそうです。実は、三浦選手がシャンパンを愛飲しているのには理由があります。それは……シャンパンには「疲労回復」の効果があると言われていたから。シャンパンはもともとアルコール度数が低く、飲むことで血行を良くしてくれます。さらに炭酸成分が筋肉をほぐし、糖分とともに疲労回復効果をもたらすと言われています。ちなみに疲労回復効果を求めるならば、「ミモザ」というカクテルがオススメです。

教育・広報委員会
石山 浩司

